

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第4号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 地域手当に関する規則（昭和45年佐賀県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 1 略 （給与条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合） 2 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）附則第10条の規定により読み替えられた給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、 <u>100分の15</u> とする。 3 略	附 則 1 略 （給与条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合） 2 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）附則第10条の規定により読み替えられた給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、 <u>100分の15.5</u> とする。 3 略

第2条 地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 1 略 （給与条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合） 2 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）附則第10条の規定により読み替えられた給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、 <u>100分の15.5</u> とする。 3 略	附 則 1 略 （給与条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合） 2 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）附則第10条の規定により読み替えられた給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、 <u>100分の16</u> とする。 3 略

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。